

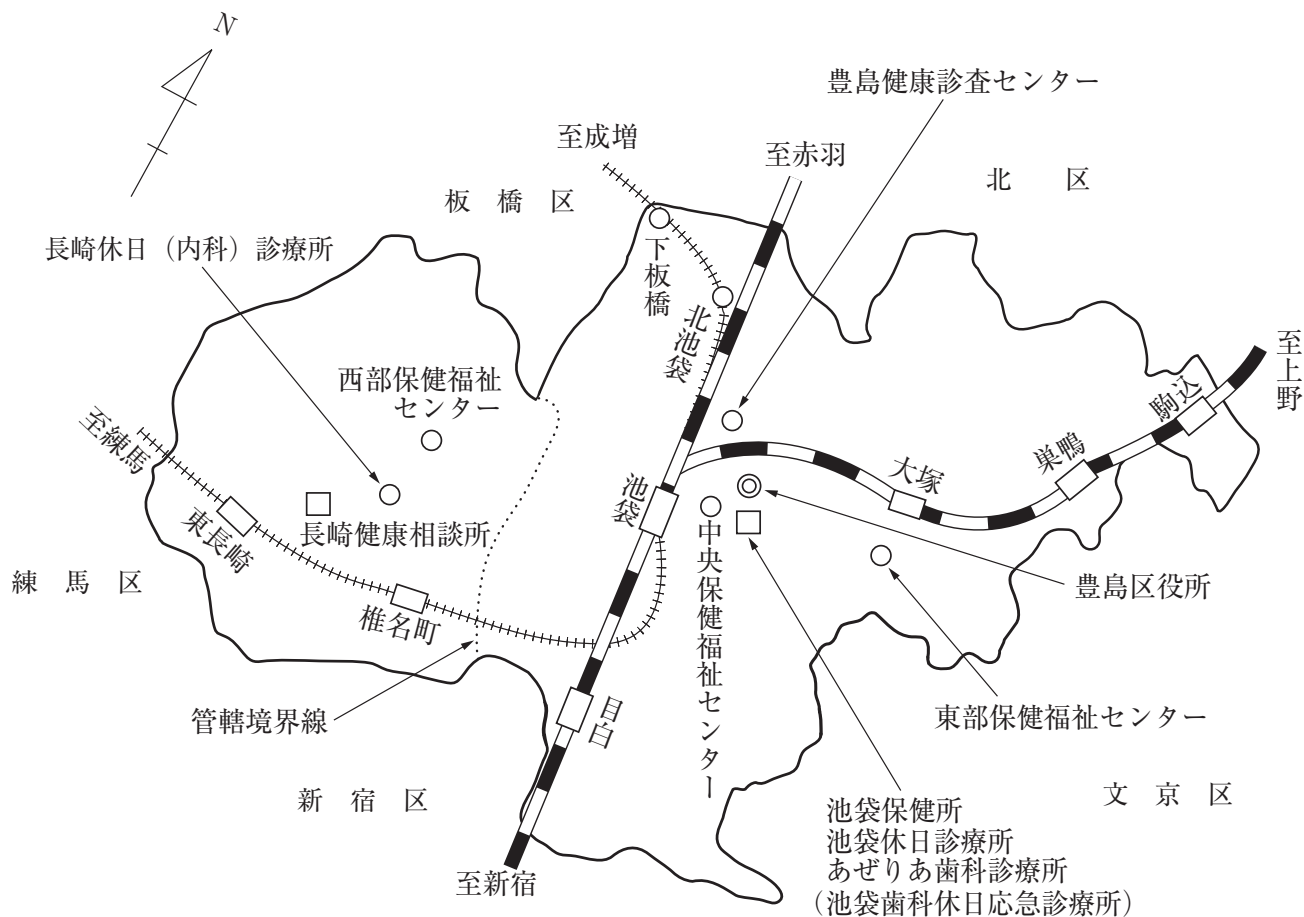
# 総 説

## 1. 沿 革

- 昭和12. 4. 5 旧保健所法（昭12年法律第42号）公布施行
15. 8. 15 東京市立豊島健康相談所開設
19. 4. 1 東京都立豊島保健所と改称
22. 9. 5 保健所法（昭22法律第101号）公布 23. 1. 1施行
23. 10. 1 新制度による東京都豊島保健所として発足
28. 5. 20 東京都豊島長崎保健所新設 これに伴い東京都豊島保健所は東京都豊島池袋保健所に改称
40. 4. 1 地方自治法（昭22年法律第67号）の一部改正により、保健所業務の一部が区に移管となる
48. 12. 6 豊島池袋保健所改築
50. 4. 1 地方自治法の一部改正により保健所業務が区に移管され、豊島区池袋保健所、豊島区长崎保健所となる。区に衛生部（管理課、業務課及び両保健所）設置
50. 12. 19 公害健康被害補償法（昭48年法律第111号）に基づく第一種地域に指定
53. 3. 12 衛生部分庁舎完成
53. 3. 31 長崎保健所改築
58. 2. 1 老人保健法（昭57年法律第80号）施行
62. 10. 1 雑司が谷休日診療所新設
63. 3. 1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭63年法律第7号）の施行により、地域指定解除
63. 7. 1 精神保健法（昭和62年法律第98号）施行
- 平成元. 2. 17 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）（平成元法第2号）施行
- 元. 3. 31 池袋保健所増設（精神障害者デイケア室）
2. 3. 31 長崎保健所増設（精神障害者デイケア室）
3. 6. 2 長崎休日診療所・歯科休日応急診療所新設
5. 4. 1 介護相談センター開設
6. 7. 1 保健所法改正、地域保健法（昭22年法律第101号）施行
6. 10. 3 池袋保健所A I D S知ろう館開設
7. 7. 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）（平成7年法律第94号）施行
8. 4. 1 らい予防法廃止
8. 9. 26 母体保護法（平成8年法律第105号）施行（優生保護法の改正）
8. 11. 26 池袋保健所子ども事故予防センター開設
10. 11. 4 新池袋保健所移転竣工（平成10年12月28日開設）
10. 12. 28 豊島健康診査センター竣工（「健康プラザとしま」内、平成11年9月1日開設）
11. 1. 15 雑司が谷休日診療所と池袋休日診療所を統合、池袋保健所内に池袋休日診療所として移転開設  
歯科休日応急診療所を池袋歯科休日応急診療所に名称変更し、池袋保健所内に移転開設
11. 4. 1 口腔保健センター開設（障害者等歯科診療事業開始）  
組織改正（衛生部管理課医薬係→池袋保健所生活衛生課医薬係）  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）施行  
（伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法の廃止）

- 11. 9. 1 豊島健康診査センター開設
- 12. 4. 1 介護保険法（平成9年法律第123号）施行  
組織改正（衛生部と福祉部が統合し保健福祉部に、管理課と保健計画課が統合し地域保健課に、長崎保健所の生活衛生課と衛生検査課を統合し生活衛生課に名称変更）
- 12. 12. 15 保健福祉部(旧衛生部)分庁舎改修
- 14. 4. 1 組織改正（池袋保健所と長崎保健所を統合、池袋保健所に一本化。長崎健康相談所を設置）
- 15. 5. 1 健康増進法（平成14年法律第103号）施行（栄養改善法廃止）
- 17. 7. 15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）（平成15年法律第110号）施行
- 18. 4. 1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）施行  
事務移管（共同作業所・小規模通所授産施設・民間精神障害者通所授産施設建設費・運営費助成・カフェふれあい運営助成事務を障害者福祉課へ移管、介護予防事業を介護予防担当課へ移管）
- 18. 10. 28 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）施行
- 18. 12. 1 池袋保健所内に池袋あうる薬局開設
- 19. 4. 1 がん対策基本法（平成18年法律第98号）施行  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）施行（結核予防法廃止、改正法に統合）  
組織改正（生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所において係再編）
- 20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律第83号）施行（老人保健法の一部改正）  
組織改正（生活衛生課・健康推進課において係再編）
- 21. 4. 1 組織改正（地域保健課・健康推進課において係再編）
- 22. 1. 1 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）施行
- 22. 4. 1 組織改正（がん対策担当課を設置。健康推進課は栄養係、歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合。長崎健康相談所は歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合）
- 23. 4. 1 組織改正（生活衛生課は衛生検査担当係長を廃止、健康推進課は栄養係を設置し、衛生検査担当係長を廃止）  
豊島区がん対策推進条例施行
- 23. 8. 10 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）施行
- 24. 4. 1 組織改正（がん対策担当課を地域保健課に統合、グループ制に移行。健康推進課に感染症担当係長を設置し、栄養係を栄養担当係長に名称変更。）
- 25. 4. 1 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例施行  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号）施行（障害者自立支援法名称変更）
- 25. 4. 13 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）施行、豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例施行
- 25. 12. 13 アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）制定 26. 6. 1施行

## 2. 保健所の位置と管轄区域



池袋保健所	所在地・電話	〒170-0013 豊島区東池袋1丁目20番9号	地域保健課 (3987) 4203 生活衛生課 (3987) 4175 健康推進課 (3987) 4172
	管轄区域 (9.268km <sup>2</sup> )	駒込1～7丁目、巣鴨1～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1～3丁目、南大塚1～3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目、南池袋1～4丁目、西池袋1～3丁目、西池袋4丁目(1～4番、7～11番、13～18番)・5丁目(1～24番)、池袋1・2丁目・3丁目(1・2番、4～10番、13・14番、19～71番)・4丁目、池袋本町1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、目白1～3丁目・4丁目(1～4番、17～23番、35・36番)	
長崎健康相談所	所在地・電話	〒171-0051 豊島区长崎3丁目6番24号	(3957) 1191
	管轄区域 (3.742km <sup>2</sup> )	西池袋4丁目(池袋管内除く)・5丁目(池袋管内除く)、池袋3丁目(池袋管内除く)、目白4丁目(池袋管内除く)・5丁目、南長崎1～6丁目、長崎1～6丁目、千早1～4丁目、要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目	

(注) 平成14年4月1日の組織改正により、池袋保健所と長崎保健所を統合、保健所を池袋保健所に一本化するとともに長崎健康相談所を設置した。

### 3. 保健所関係施設の概要

1. 池袋保健所 豊島区東池袋1-20-9 建物竣工年月日 平成10年11月4日

敷地面積	609.84 m <sup>2</sup>	鉄骨鉄筋コンクリート地下2階、地上7階
建物面積	地下2階	416.98 m <sup>2</sup> 駐車場
	地下1階	436.55 m <sup>2</sup> 電気室、倉庫
	1階	481.10 m <sup>2</sup> A I D S 知ろう館、会議室、エントランス、池袋あうる薬局
	2階	490.44 m <sup>2</sup> 子ども事故予防センター、診察室、歯科相談室、臨床検査室、受付、待合ホール
	3階	461.36 m <sup>2</sup> X線室、健康教育室、講堂
	4階	491.16 m <sup>2</sup> 所長室、事務室、相談室、男女更衣室
	5階	491.16 m <sup>2</sup> 事務室、衛生検査室、男女更衣室
	6階	445.26 m <sup>2</sup> 池袋休日診療所、あぜりあ歯科診療所
	7階	302.08 m <sup>2</sup> 作業室兼会議室（旧デイ・ケア室）、環境分析室
	塔階	44.55 m <sup>2</sup> エレベーター機械室
計	4,060.64 m <sup>2</sup>	

2. 長崎健康相談所 豊島区长崎3-6-24 建物竣工年月日 昭和53年3月17日

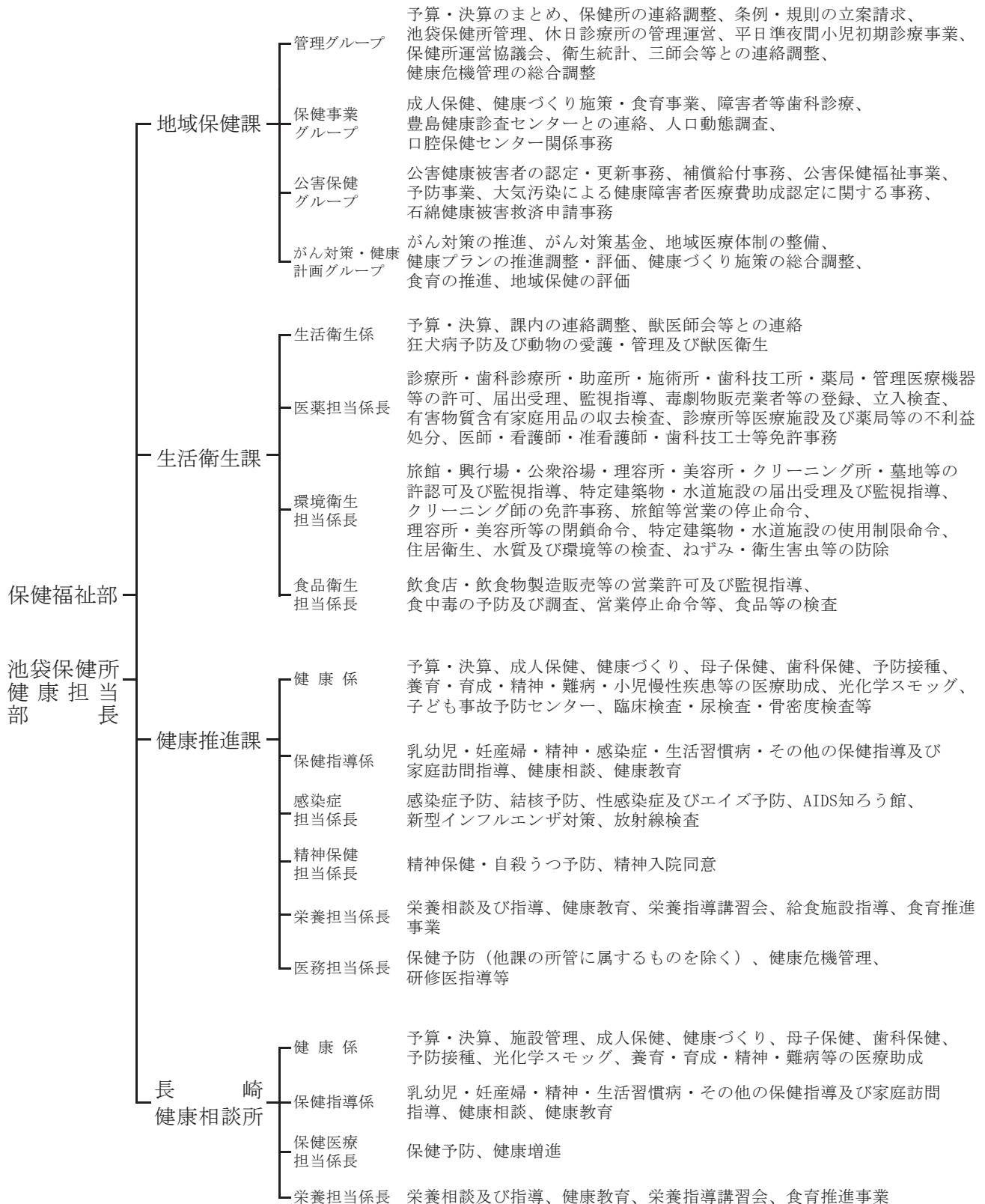
敷地面積	1,499.63 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート地下1階、地上2階
建物面積	地階	420.83 m <sup>2</sup> 車庫、書庫、倉庫、休憩室、機械室、電気室
	1階	739.26 m <sup>2</sup> 講堂、歯科相談室、栄養相談室、相談室、診察室、予診室、受付、ホール
	2階	784.14 m <sup>2</sup> 所長室、事務室、デイ・ケア室、会議室、休養室、男女更衣室
	塔階	20.31 m <sup>2</sup>
	計	1,964.54 m <sup>2</sup> 平成2年3月31日2階増築デイ・ケア室 92.86m <sup>2</sup>

#### 3. 休日診療所

施設名	電話	住所	施設床面積
池袋休日診療所	(3982)0198	豊島区東池袋1-20-9 (池袋保健所6階)	診療所待合室 58.01 m <sup>2</sup>
長崎休日診療所	(3959)3385	豊島区长崎2-27-18 (長崎複合施設3階)	診療所待合室 51.57 m <sup>2</sup>
池袋歯科休日応急診療所	(5985)5577	豊島区東池袋1-20-9 (池袋保健所6階あぜりあ歯科診療所内)	診療所待合室 237.76 m <sup>2</sup>

# 4. 組織と分掌事務

平成26年4月1日現在



# 5. 職員配置

平成26年4月1日現在

(単位:人)

課別 職種	総数		地域保健課		生活衛生課		健康推進課		長崎 健康相談所	
総数	107	- 12	23	- -	33	- 6	37	- 2	14	- 4
事務	40	- 6	18	- -	3	- 2	13	- 1	6	- 3
医師	2	- -	1	- -	-	- -	1	- -	-	- -
衛生監視	27	- 2	-	- -	27	- 2	-	- -	-	- -
検査技術	4	- 2	-	- -	3	- 1	-	- 1	1	- -
診療放射線	1	- -	-	- -	-	- -	1	- -	-	- -
保健師	25	- -	1	- -	-	- -	18	- -	6	- -
栄養士	4	- -	1	- -	-	- -	2	- -	1	- -
歯科衛生士	1	- 1	-	- -	-	- -	1	- -	-	- 1
環境技能	0	- 1	-	- -	-	- 1	-	- -	-	- -
心理	0	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -
福祉	2	- -	1	- -	-	- -	1	- -	-	- -
業務	1	- -	1	- -	-	- -	-	- -	-	- -

(注1) 保健所長（医師）は地域保健課に含む。

(注2) 健康推進課長が医務担当係長事務取扱。

(注3) 各欄下段は、再任用又は再雇用職員で外数。非常勤職員及び臨時職員等は記載していない。

## 6. 人口のあらし

### [1] 人口の推移

各年10月1日現在 推計人口 (単位: 人)

年次	全 国	東 京 都	豊 島 区
21	125,820,000	12,596,000	261,599
22	126,371,000	12,868,000	264,425
23	126,180,000	12,869,000	286,329
24	125,957,000	12,916,000	287,673
<b>25</b>	<b>125,704,000</b>	<b>12,979,000</b>	<b>289,926</b>

(注) 全国・東京都人口は「人口動態統計月報年計(概数)」(厚生労働省)、豊島区人口は「人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)による。平成25年「人口動態統計年報速報(概数)」は、平成22年国勢調査による補正を反映したものである。

### [2] 町別世帯と人口

(1) 池袋保健所管内

平成26年1月1日現在 住民基本台帳人口※

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
<b>総 数</b>	(世帯) <b>115,825</b>	(人) <b>191,642</b>	(人) <b>96,541</b>	(人) <b>95,101</b>	(K㎡) <b>9.268</b>
駒 込	9,314	16,981	8,250	8,731	0.752
巢 鴨	10,391	17,875	8,646	9,229	0.799
西 巢 鴨	7,340	12,699	6,242	6,457	0.547
北 大 塚	7,049	11,108	5,504	5,604	0.409
南 大 塚	9,377	15,189	7,434	7,755	0.607
上 池 袋	10,178	16,992	8,838	8,154	0.681
東 池 袋	12,220	18,929	9,880	9,049	0.935
南 池 袋	4,315	6,835	3,514	3,321	0.748
西 池 袋	7,554	11,791	6,109	5,682	0.803
池 袋	12,412	17,965	9,666	8,299	0.736
池袋本町	10,149	17,923	9,215	8,708	0.636
雑司が谷	4,927	8,554	4,209	4,345	0.404
高 田	6,226	10,735	5,311	5,424	0.494
目 白	4,373	8,066	3,723	4,343	0.717

(2) 長崎健康相談所管内

平成26年1月1日現在 住民基本台帳人口※

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
<b>総 数</b>	(世帯) <b>47,656</b>	(人) <b>80,001</b>	(人) <b>40,003</b>	(人) <b>39,998</b>	(K㎡) <b>3.742</b>
西 池 袋	2,547	3,799	1,919	1,880	0.137
池 袋	484	738	387	351	0.019
目 白	3,009	5,173	2,537	2,636	0.217
南 長 崎	11,604	19,148	9,688	9,460	0.812
長 崎	10,826	18,061	9,074	8,987	0.823
千 早	6,905	11,997	6,013	5,984	0.64
要 町	5,687	9,248	4,622	4,626	0.506
高 松	4,272	7,564	3,760	3,804	0.354
千 川	2,322	4,273	2,003	2,270	0.234

(注) 平成24年7月9日、住民基本台帳法の一部改正、入管法の廃止があり、住民基本台帳人口には外国人の人口を含む。

### [3] 外国人の住民数

各年1月1日現在 (単位：人)

年次	総数	男	女
22	18,575	9,053	9,522
23	19,868	9,511	10,357
24	19,324	9,277	10,047
25	19,065	9,020	10,045
<b>26</b>	<b>19,533</b>	<b>9,376</b>	<b>10,157</b>

平成26年1月1日現在 (単位：人)

国別	登録者数
中国	11,584
韓国又は朝鮮	2,649
ミャンマー	997
ネパール	934
ベトナム	639
フィリピン	400
米国	388
タイ	271
その他	1,671
<b>合計</b>	<b>19,533</b>

(注) 平成24年以前は外国人登録者数を記載。

### [4] 性・年齢階級別人口

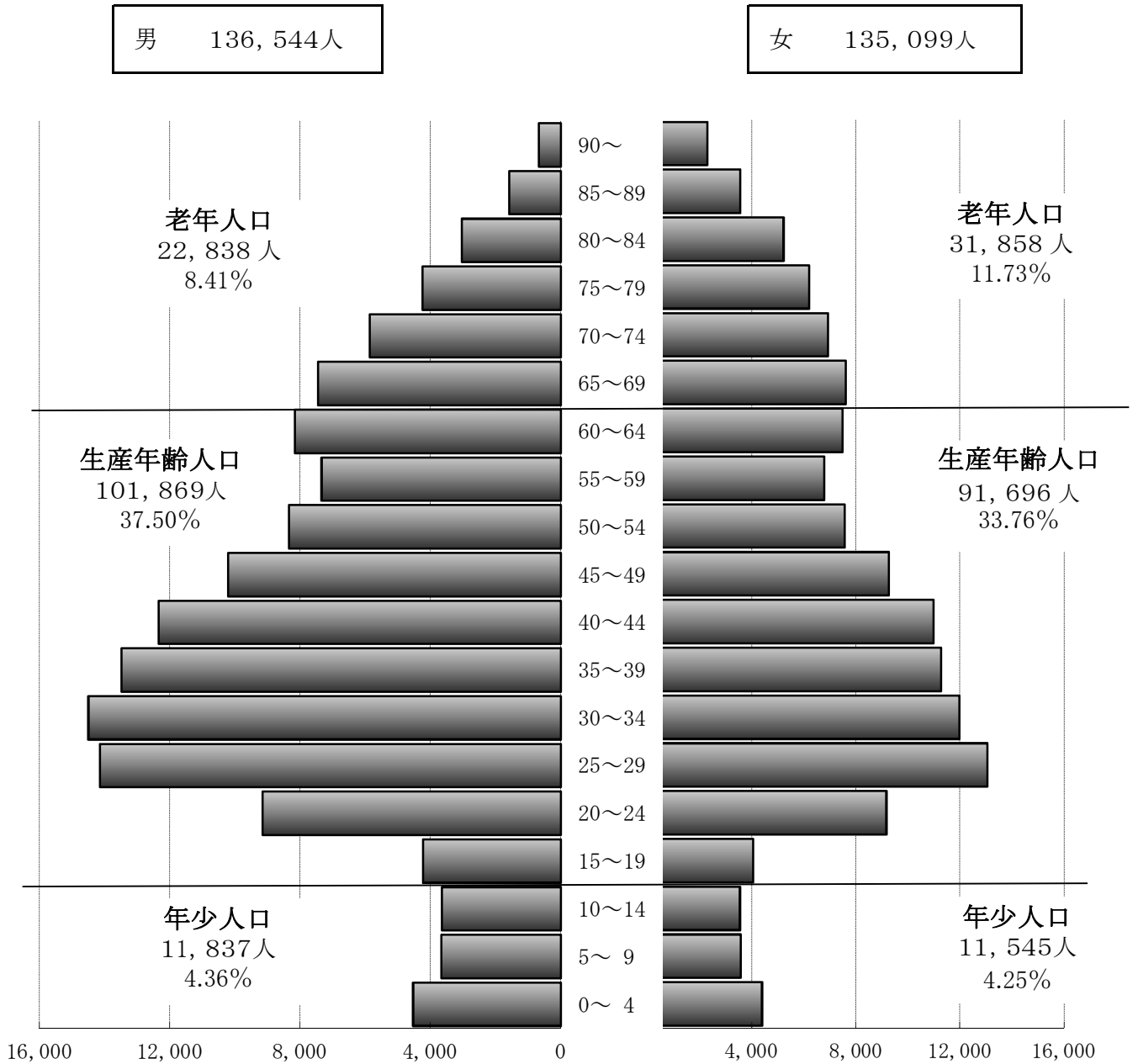
平成26年1月1日現在 住民基本台帳人口 (単位：人)

区分 年齢	総数			池袋保健所			長崎健康相談所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
<b>総数</b>	<b>271,643</b>	<b>136,544</b>	<b>135,099</b>	<b>191,642</b>	<b>96,541</b>	<b>95,101</b>	<b>80,001</b>	<b>40,003</b>	<b>39,998</b>
0～4	8,930	4,529	4,401	6,390	3,245	3,145	2,540	1,284	1,256
5～9	7,251	3,661	3,590	5,167	2,596	2,571	2,084	1,065	1,019
10～14	7,201	3,647	3,554	5,057	2,569	2,488	2,144	1,078	1,066
15～19	8,289	4,230	4,059	5,859	3,003	2,856	2,430	1,227	1,203
20～24	18,331	9,151	9,180	13,627	6,787	6,840	4,704	2,364	2,340
25～29	27,208	14,141	13,067	19,309	10,036	9,273	7,899	4,105	3,794
30～34	26,481	14,494	11,987	18,732	10,252	8,480	7,749	4,242	3,507
35～39	24,768	13,482	11,286	17,815	9,717	8,098	6,953	3,765	3,188
40～44	23,321	12,335	10,986	16,481	8,748	7,733	6,840	3,587	3,253
45～49	19,477	10,211	9,266	13,739	7,195	6,544	5,738	3,016	2,722
50～54	15,908	8,335	7,573	11,291	5,927	5,364	4,617	2,408	2,209
55～59	14,131	7,339	6,792	10,009	5,207	4,802	4,122	2,132	1,990
60～64	15,651	8,151	7,500	11,041	5,742	5,299	4,610	2,409	2,201
65～69	15,063	7,448	7,615	10,455	5,179	5,276	4,608	2,269	2,339
70～74	12,796	5,863	6,933	8,791	4,027	4,764	4,005	1,836	2,169
75～79	10,459	4,243	6,216	6,925	2,777	4,148	3,534	1,466	2,068
80～84	8,263	3,036	5,227	5,582	2,065	3,517	2,681	971	1,710
85～89	5,152	1,582	3,570	3,411	1,041	2,370	1,741	541	1,200
90～	2,963	666	2,297	1,961	428	1,533	1,002	238	764
100歳以上 (再掲)	115	15	100	79	10	69	36	5	31
年少人口 (0～14)	23,382 (8.61%)	11,837	11,545	16,614 (6.12%)	8,410	8,204	6,768 (2.49%)	3,427	3,341
生産年齢人口 (15～64)	193,565 (71.26%)	101,869	91,696	137,903 (50.77%)	72,614	65,289	55,662 (20.49%)	29,255	26,407
老年人口 (65～)	54,696 (20.14%)	22,838	31,858	37,125 (13.67%)	15,517	21,608	17,571 (6.47%)	7,321	10,250

(注) ( ) 内は、構成比。



年齢別（5歳階級）男女別人口構成図（平成26年1月1日現在）



## 7. 歳入・歳出決算

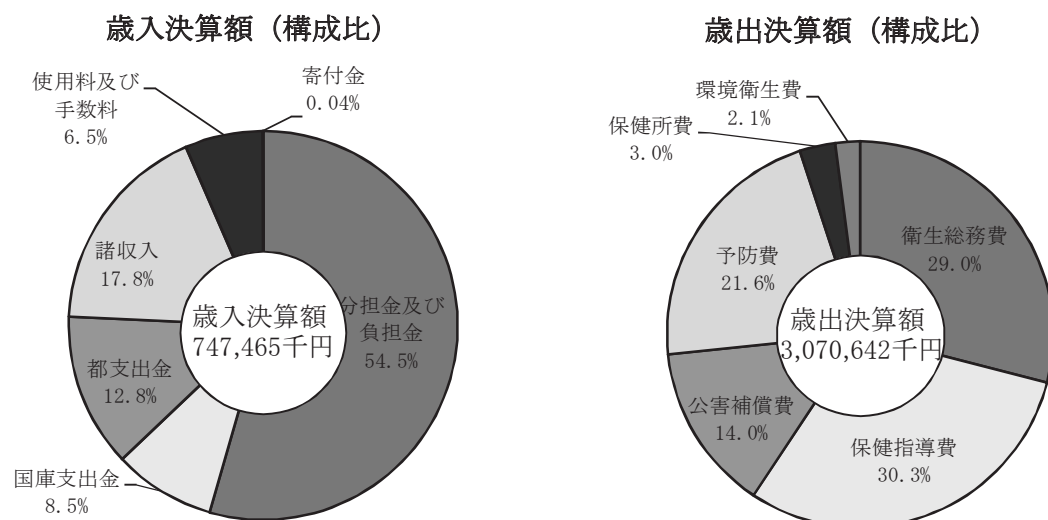
### [1] 歳 入

科 目		予算現額	決算額	予算現額に比し	収入率
款	項	(千円)	(千円)	増(△)減 (千円)	(%)
	21 年 度	1,022,621	795,005	△227,616	77.7
	22 年 度	886,792	817,455	△69,337	92.2
	23 年 度	896,281	831,025	△65,256	92.7
	24 年 度	894,284	806,523	△87,761	90.2
	<b>25 年 度</b>	<b>816,090</b>	<b>747,465</b>	<b>△68,625</b>	<b>91.6</b>
	分担金及び負担金	469,836	407,054	△62,782	86.6
	負 担 金	469,836	407,054	△62,782	86.6
	使用料及び手数料	52,491	48,477	△4,014	92.4
	使 用 料	746	752	6	100.8
	手 数 料	51,745	47,725	△4,020	92.2
	国庫支出金	86,096	63,346	△22,750	73.6
	国庫負担金	50,766	40,867	△9,899	80.5
	国庫補助金	34,990	22,479	△12,511	64.2
	国庫委託金	340	0	△340	0
	都支出金	113,736	95,631	△18,105	84.1
	都負担金	8,719	10,417	1,698	119.5
	都補助金	104,446	84,771	△19,675	81.2
	都委託金	571	443	△128	77.6
	寄付金	2,200	274	△1,926	12.5
	寄 付 金	2,200	274	△1,926	12.5
	諸 収 入	91,731	132,683	40,952	144.6
	貸付金元利収入	24,150	24,150	0	100.0
	受託事業収入	20,159	57,209	37,050	283.8
	雑 入	47,422	51,324	3,902	108.2

## [2] 歳 出

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	不用額 (千円)	執行率 (%)
款 項	目				
衛生費					
21 年 度		3,166,106	2,639,956	526,150	83.4
22 年 度		3,145,586	2,798,026	347,560	89.0
23 年 度		3,167,641	2,865,930	301,711	90.5
24 年 度		3,394,160	3,016,438	377,722	88.9
<b>25 年 度</b>		<b>3,369,453</b>	<b>3,070,642</b>	<b>298,811</b>	<b>91.1</b>
	衛生管理費	1,505,816	1,413,837	91,979	93.9
	衛生総務費	915,198	891,266	23,932	97.4
	保健所費	94,103	92,206	1,897	98.0
	公害補償費	496,515	430,365	66,150	86.7
	環境衛生費	67,238	63,143	4,095	93.9
	環境衛生費	67,238	63,143	4,095	93.9
	保健衛生費	1,796,399	1,593,662	202,737	88.7
	保健指導費	1,027,213	930,215	96,998	90.6
	予 防 費	769,186	663,447	105,739	86.3

(注) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。



(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。